

工場・指定作業場リスト よくある質問

Q1 このリストは何ですか？

A1 このリストは都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づく申請及び届出がなされている事業場を掲載したリストです。

リストは年1回、3月31日現在の内容で作成し、7月頃に公開しています。リストの情報について、その信憑性及び正確性の確保に努めておりますが、リストは申請又は届出を基に作成しているため、区内すべての事業場を把握したものではありません。また、名称や所在地等の内容も申請・届出当時の情報のままで、実態と異なる場合があります。

Q2 このリストに掲載されている事業場の土地は土壌汚染が確認されているということですか？

また、このリストに掲載されている事業場の土地以外では土壌汚染が確認されていないということですか？

A2 リストの情報は有害物質の使用や土壌汚染の有無を示すものではありません。

環境確保条例は公害全般を規制する条例であるため、土壌汚染の原因となる事業場のみが対象となっているわけではありません。

Q3 このリストに掲載されているとどのような条例上の手続きが必要となりますか？

A3 すでに廃止されている工場において廃止の手続きがされていない場合には廃止の手続きが必要です。

また、平成13年10月1日以降に廃止した工場・指定作業場であって、特定有害物質の取扱いがあった場合は、事業場の廃止時に環境確保条例に基づく土壌調査および対策を行う義務が生じる場合があります。

Q4 今調べている工場がリストにないのですが無認可の工場ということですか？

A4 環境確保条例の工場は機械の定格出力や作業内容によって定められているため、それらに該当しない場合もあります。また、平成7年（1995年）より前に廃止手続きされた工場・指定作業場は本リストに記載されていません。

なお、届出されていない無認可の工場及び無届の指定作業場であっても特定有害物質を使用していた事業場は、事業場の廃止時等に環境確保条例に基づく土壌調査および対策を行う義務が生じる場合があります。